

一般社団法人 日本甲冑武具研究保存会

定 款

定 款

第 1 章 総 則

【名 称】

第 1 条 この法人は、一般社団法人 日本甲冑武具研究保存会 と称する。

【事務所】

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第 3 条 この法人は、理事会の決議を経て必要の地に支部を置くことができる。

2 支部に関する会則及び規約は別に定める。

第 2 章 目的及び事業

【目 的】

第 4 条 この法人は、日本古来の甲冑武具の保存及び研究調査を行い、我が国固有の文化の継承と振興に寄与することを目的とする。

【事 業】

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本古来の甲冑武具の研究調査
 - (2) 甲冑武具の保存並に修理に関する助言
 - (3) 研究会、講演会及び展覧会等の開催
 - (4) 機関誌の発行
 - (5) 甲冑武具審査会の実施
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行なうものとする。
 - 3 甲冑武具審査会は支部単独で行うことはできない。

第 3 章 会 員

【会員種別】

第6条 この法人の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生

2 前項の会員のうち正会員及び法人会員をもって一般社団及び財団法人に関する法律上の社員とする。

【入 会】

第7条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会資格は以下の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 本会の趣旨及び目的に賛同する個人または法人で、会員規則を遵守する者
- (2) 入会申込書で提供した情報は真実である者
- (3) 入会金及び年会費を遅延なく納めることを誓約する者
- (4) 暴力団及び暴力関係者並びに暴力団関係企業等の反社会的勢力に所属していない者

【入会金及び会費】

第8条 この法人の入会金及び会費は総会の決議をもって別に定める。

2 既納の入会金及び会費はいかなる事由があっても返還しない。

【会員の特典】

第9条 会員は、この法人が発行する機関誌の無料配布及び、この法人が推薦する図書優先配布をうけることができると共に、甲冑武具の鑑定、修理保存、紹介等の特典を有する。

2 法人会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 各種催事の紹介やHPへのリンク
- (2) イベント時の甲冑飾付やパンフレット等への解説執筆協力
- (3) 鏡開き式参加への案内
- (4) 機関誌の三冊無料配布
- (5) 会誌への会員名の記載
- (6) 広告掲載料の割引

【退 会】

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつで

も退会することができる。

【除名】

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、第20条第2項に規定する総会の特別決議により除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

【会員資格の喪失】

第12条 会員は、次のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 総会員の同意があるとき
- (3) 死亡又は解散したとき
- (4) 第11条の規定により除名されたとき

第4章 総会

【構成】

第13条 総会は、正会員及び法人会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

【権限】

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任並びに理事の任期の短縮
- (3) 役員報酬等の額及びその支給基準
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条に規定する役

員の責任の一部免除

- (5) 役員の一部免除を受けた者への退職慰労金支給
 - (6) 定款の変更
 - (7) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (8) 解散及び継続
 - (9) 合併契約の承認
 - (10) 第48条に規定する残余財産の帰属の決定
 - (11) 役員が総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
 - (12) 会員による召集の請求により召集された総会における、法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
 - (13) 入会金及び会費
 - (14) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
 - (15) 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認
- 2 総会は、前項第11号又は第12号に掲げる事項を決議する場合を除き、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の項目について決議することはできない。

【開 催】

第15条 通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じて随時開催する。

【招 集】

第16条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総会を召集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項（当該事項が役員を選任、役員報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要(確定していない場合はその旨)を含む。）
 - (3) 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限
 - (4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- 3 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

【招集通知】

- 第17条 会長は、総会の日々の5日前までに、会員に対して、前条第2項各号に掲げる事項（事項により総会参考書類に記載した事項を除く。）を記載した書面により、その通知を発しなければならない。
- 2 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。
- (1) 社員総会参考書類
 - (2) 議決権行使書

【議長】

- 第18条 総会の議長は、会長とする。

【議決権】

- 第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

【決議】

- 第20条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行なう。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総会員の半数以上でかつ総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行なう。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項に規定する役員の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 事業の全部の譲渡
 - (6) 解散及び継続
 - (7) 合併契約の承認

【議決権の代理行使】

- 第21条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。その場合においては第20条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

【書面による議決権行使】

第22条 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない会員は、第17条第2項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することが出来る。この場合においては、当該議決権の数を第20条の議決権の数に算入する。

【決議の省略】

第23条 会長が総会の目的である事項につき提案した場合において、会員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第16条第2項の理事会において定めるものとし、第17条から前条までの規定は適用しない。

【議事録】

第24条 総会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第57条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

第5章 役員等

【役員の設定】

第25条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、2名以内を専務理事、7名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条1項第2号の業務執行理事とする。

【役員等の選任】

第26条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 監事の選任に関する議案を総会に提出する場合は、監事の同意を受けなければならない。
- 3 会長、副会長、専務理事、及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

【役員資格】

- 第27条 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項に規定する者は、理事又は監事となることができない。

【理事の職務及び権限】

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐して業務を執行し、会長に事故があるときは理事会があらかじめ指名した順序によって、その業務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づきその事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。
 - 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、日常の事務を分掌する。
 - 6 会長及び業務執行理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

【監事の職務及び権限】

- 第29条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【役員等の任期】

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 5 理事又は監事については、再任を妨げない。

【役員解任】

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

【報酬等】

第32条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては報酬を支払うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。
- 3 第1項ただし書に規定する報酬の支給基準については、種類、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように、総会の決議により定めるものとする。

【顧問 参与 評議員】

第33条 この法人に任意の機関として顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 この法人に、任意の機関として、評議員を置くことができる。
- 5 評議員は理事会で選出し会長が委嘱する。任期は2年とする。
- 6 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応ずる。
- 7 顧問、参与及び評議員の報酬は、無償とする。

【事務局】

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 職員の任免は、会長が行なう。
- 3 職員は、有給とすることができる。
- 4 事務局の組織、内部管理に必用な規則その他については、理事会が定める。

第6章 理事会

【構成】

第35条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権限】

第36条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会の招集に関する事項
- (2) 会長の選定及び解職
- (3) 副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 多額の借財
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (8) その他この法人の業務の執行に関する事項（総会の決議を要する事項を除く）

【招 集】

第37条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を召集する。

【議 長】

第38条 理事会の議長は会長とする。

【決 議】

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

【決議の省略】

第40条 会長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がこの提案に異議を述べたときはこの限りではない。

【議事録】

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印をする。

第 7 章 資産及び会計

【事業年度】

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【事業計画及び収支予算】

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

【事業報告及び決算】

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

【剰余金の処分制限】

第45条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

- 2 会員に剰余金の分配をする総会の決議は無効とする。

第8章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

【解散】

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【残余財産の帰属】

第48条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

【公告の方法】

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補 則

【委 任】

第50条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

【訴訟管轄】

第51条 この法人に関する訴訟の管轄裁判所は本部所在地の管轄裁判所と定めるものとする。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は、白綾 基之とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第

121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例
民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行なったときは、第42条の規
定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を
事業年度の開始日とする。

改定日 令和4年5月22日